

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第 1 2 号

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大和市附属機関の設置に関する条例（昭和 3 3 年大和町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大和市特定地域型保育事業所等における不適切保育等に関する第三者委員会	本市内の子ども・子育て支援法第 2 9 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所又はそれに類する施設において、不適切な保育若しくは重大事故が発生し、又はそれらの発生が疑われる場合において当該事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	5 以内
------------------------------------	--	------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年大和市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 7 1 号を第 7 2 号とし、第 4 0 号から第 7 0 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 9 号の次に次の 1 号を加える。

（40）特定地域型保育事業所等における不適切保育等に関する第三者委員会の委員
第 2 条第 1 項中「第 7 0 号」を「第 7 1 号」に改め、同条第 2 項中「前条第 7 1 号」を「前条第 7 2 号」に改める。

別表中第 7 0 号を第 7 1 号とし、第 4 0 号から第 6 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 9 号の次に次の 1 号を加える。

4 0	特定地域型保育事業所等における不適切保育等に関する第三者委員会の委員	日額	1 4 , 0 0 0
-----	------------------------------------	----	-------------

